

特定口座約款

株式会社清水銀行

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。以下同じ。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第37条の11の3第1項の規定（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）の適用を受けるために、株式会社清水銀行（以下「当行」といいます。）に開設される特定口座（法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいいます。以下同じ。）に関する事項を明確にすることを目的とするものです。なお、この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち、国債、地方債および投資信託受益権をいいます。

2 また、この規定は、お客様が法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために、当行に開設された特定口座（次条第4項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出により開設された「源泉徴収選択口座」に限ります。）における上場株式等の配当等（法第8条の4第1項に定める「上場株式等の配当等」のうち、国債、地方債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。）の受領について、同条第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にするためのものです。

(特定口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が当行に特定口座の開設を申し込まれる際には、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定されるものをいいます。以下同じ。）に必要な事項を記載の上、署名・押印し、これを当行に提出していただきます。その際、お客様には租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、ご住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

2 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座を開設していただく必要があります。

3 お客様は当行で1口座に限り特定口座を開設できるものとします。

4 お客様が特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡（法第37条の10第4項により譲渡とみなされる場合を含みます。以下同じ。）による所得について源泉徴収をご希望の場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書（法第37条の11の4第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出していただきます。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等が行われる時までに特にお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱を変更することはできません。

5 お客様が当行に対して、第3条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に特定口座を開設していただくとともに、前条第4項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第2項および租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、

上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。

(特定保管勘定に係る振替口座簿への記載または記録)

第4条 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（法第37条の11の3第3項第2号に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理します。

(所得金額等の計算)

第6条 当行は、特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、法その他の関係法令の定めに基づいて行います。

(源泉徴収等および還付)

第7条 当行は、お客様より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただいた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税・地方税の源泉徴収等・還付を行います。

2 源泉徴収等については、支払うべき金銭から差し引く方法とします。還付については、支払うべき金銭と合わせて証券振替決済口座の指定口座へ入金する方法とします。

3 源泉徴収選択口座において、上場株式等の譲渡損失と上場株式配当等と損益通算を行った結果、還付すべき金銭が発生した場合、当行が定めた日に指定口座へ入金します。

4 支払うべき金銭から当行が源泉徴収等すべき所得税および復興特別所得税・地方税を差し引くことができなかつた場合は、指定口座から引き落とします。指定口座からの引落としの際には、当座勘定規定または普通預金規定・総合取引規定にかかわらず、小切手または普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書の提出は省略するものとします。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第8条 当行はお客様の特定保管勘定において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、次の各号に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。

① お客様が第2条に定める特定口座開設届出書を提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、または当行から取得した、当行取扱いの国内非上場公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）または国債もしくは地方債（以下、総称して「公共債」といいます。）で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。

② 当行以外の金融機関に開設されているお客様の特定口座で管理されていた投資信託または公共債の全部もしくは一部を所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受け入れません。）。

③ お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座で管理されていた投資信託もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた国内公募非上場株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）または被相続人

特定口座約款

株式会社清水銀行

等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているものであって、所定の方法により当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。

- ④ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑤ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座（同項に規定されるものをいいます。）に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書（同項第2号に規定されるものをいいます。）の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当行に開設される特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）。

（特定口座を通じた取引）

第9条 特定口座を開設されたお客様が当行との間で行う前条で規定する上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、特定口座を通じて行うものとし

- 2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座を開設されているお客様（購入に係る取引については、その年分の非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限り。）については、当該上場株式等（株式投資信託に限り。）の取引を当該非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲）

第10条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行が所得税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされている投資信託または公共債に係るものに限り。）のみを受け入れます。

- 2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

（譲渡の方法）

第11条 お客様は、特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとし

（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

第12条 お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

（上場株式等の移管）

第13条 当行の特定口座内の上場株式等を当行以外の金融機関の特定口座への移管、並びに当行以外の金融機関の特定口座内の上場株式等を当行の特定口座への移管、および第8条第5号および第6号の移管は、施行令の定めるところにより行います。

（贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ）

第14条 第8条第3号に規定する特定口座への上場株式等の受入れについては、当行は、当行所定の手続および施行令の定めるところにより行います。

（特定口座年間取引報告書の送付）

第15条 当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌

年1月31日までにお客様に交付します。また、第17条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。

- 2 当行は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通はお客様へ交付し、1通は所轄の税務署に提出します。
- 3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができるものとします。

（届出事項の変更）

第16条 特定口座開設届出書の提出後に、当行に届け出た印鑑、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書（施行令第25条の10の4に規定されているものをいいます。以下同じ。）により当行に届け出ることを要します。またその変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑登録証明書、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

- 2 特定口座を開設している当行の営業所の変更（移管）があったときは、施行令第25条の10の4の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出いただくものとします。また、その際、前項と同様に一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。

（特定口座の廃止）

第17条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書（施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払の確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）がある場合は、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付した日（2回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合にはこれらの交付のうち最後に交付した日）の翌日に提出されたものとみなします。
 - ② 特定口座開設者死亡届出書（施行令第25条の10の8に規定されるものをいいます。）の届出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
 - ③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
 - ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- 2 前項の規定に基づき特定口座の契約が終了したときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。

（法令・諸規則等の適用）

第18条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令、諸規則、約款・規定集等に従って取り扱うものとします。

（免責事項）

第19条 お客様が第16条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取り扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

（約款の変更）

第20条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容及びその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

（合意管轄）

第21条 お客様と当行の間のこの契約に関する訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

特定口座約款

株式会社清水銀行

2015年10月1日制定

2020年4月1日改定

以上

(9-4-51-218)